

## 埼玉県立大学図書館長選考規程

平成11年4月1日  
埼玉県立大学規程第17号

### (目的)

第1条 この規程は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第4条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、埼玉県立大学図書館長(以下「図書館長」という。)の選考及び任期に関し必要な事項を定める。

### (選考の時期)

第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、図書館長候補者の選考を行う。

- 一 図書館長の任期が満了するとき
- 二 図書館長が辞任を申し出たとき
- 三 図書館長が欠員となったとき

2 学長は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の日の1月以前に、同項第2号又は第3号の場合にあっては辞任の申し出があったとき又は欠員になったとき速やかに行う。

### (選考の方法)

第3条 図書館長候補者の選考は、埼玉県立大学(以下「大学」という。)及び埼玉県立大学短期大学部(以下「短期大学部」という。)の教授の中から、学長が選考する。

(知事への申し出)

第4条 学長は、第3条の規定に基づき図書館長候補者を選考した場合は、知事に申し出なければならない。

### (任期)

第5条 図書館長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (規程の実施及び解釈)

第6条 この規程の実施及び解釈について疑義が生じたときは、教授会の議を経て学長が定める。

### (改正)

第7条 この規程は、大学及び短期大学部の教授会の同意がなければ改正できない。

### 附 則

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に図書館長の職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。